

財団法人 庭野平和財団 平成26年度 活報告書

特定非営利活動法人 かながわ難民定住援助協会

コード番号：14-A-390

1. 活動の目的

インドシナ難民定住者は日本語に困難を来しているため、日常生活で起こる様々な問題（在留資格、労働、福祉、医療、教育等）を一人で解決することは至難です。これらの問題を相談者自身が主体的に解決できるよう当協会では相談事業を実施しています。法律相談では月1回専門家（弁護士）が相談内容を聞いてアドバイスと指導をします。相談時には通訳者が同席します。

相談者が相談内容を正確に話せるために通訳者の同席は欠かせません。若い世代の通訳・翻訳者を育成し、次世代のリーダーとして育てるには、合わせて日常生活の問題について解決を図るための各種講義の受講そして情報の収集と経験の蓄積を同時進行で行い、難民定住者の真の自立を目指すことを目的とします。

2. 活動の実施内容と経緯

①法律相談

日時：2014年（平成26）年11月1日～2015年（平成27年）11月1日まで

場所：当協会事務所

構成員：専門家3名、通訳者5名、事務局員（日本語教師）2名

内容：在留資格、交通事故、医療、雇用、離婚、金銭（税金・ローン、借金）、住宅問題などがありました。

・実施方法

毎月1回専門家（弁護士）による法律相談を当協会事務所で実施しました。

通訳者は事前に相談者から相談内容を聞き取り、当協会事務所に相談者と同道して当協会会員共々相談内容を聞き取り、通訳者は日本語で相談票をPC、手書きで作成し、事務局員（日本語教師）が添削指導をしました。

事務局員は相談日の前日までに弁護士に相談件数と内容を連絡しました。

当日は専門家、事務局員立ち会いのもと、当協会事務所で相談者と通訳者が来所して相談会を開きました。

相談者の相談内容を通訳者が通訳したあと、専門家が通訳者に対して、本人が問題解

決をするために必要な手続きについてのアドヴァイスと手順を指導しました。

実践指導例Ⅰ．離婚のケースについて

日本での離婚の方法について

1. ①協議、②調停、③審判、④裁判離婚について
2. 日本の法律と母国の離婚法について
3. 本国から提出時に必要な書類の取り寄せについて
4. 家庭裁判所（場所の説明も含めて）の書類について
5. 家庭裁判所の書類の作成と提出について

実践指導例Ⅱ．裁判案件について

1. 裁判所からの呼び出し状についての対応
2. 裁判所への提出書類について
3. 問題解決のための相談先について
4. 問題解決に当たっている通訳者から逐次、相談が事務局に入ると、事務局員は電話、メールにて専門家に迅速に報告し、アドヴァイスと指導を受けて通訳者に伝えました。

以上のように通訳者が専門家と事務局員（日本語教師）から実践指導を受けて、無事問題は解決しました。

②生活相談

日時：随時 2014年（平成26）年11月1日～2015年（平成27）年11月1日まで

場所：当協会事務所

構成員：事務局員（日本語教師）2名、通訳3名

内容：教育、介護、福祉、医療、日本語教室案内（多数あり）、その他。

・実施方法

当協会事務所に相談者が来所か電話等により連絡を受けました。

通訳が必要な場合は日時を決めて、通訳者同席のもと相談内容を聞きました。

必要に応じて、事務局員か通訳者が付き添って、関係機関に出向いて問題解決をしました。

必要書類の作成は事務局員が作成、もしくは通訳者が作成したものを事務局員（日本語教師）が添削指導しました。

3. 情報収集・発信事業

情報収集と母国語による情報発信。

ホームページの更新を含む広報活動。

4. 活動の成果

法律相談では裁判関係の相談が複数あり、専門家（弁護士）の効率的且つ、的確なアドヴァイスと実践指導によって、通訳や事務局員、相談者が自主的に問題解決に対応できたことは大きな成果でした。特に問題に直面して成す術なく打ちひしがれていた相談者親子が、問題が解決した後にみせた自信と希望にあふれた笑顔は忘れられない喜びでした。

5. 今後の課題

続けて、日本語の学習言語の定着と法律知識、日本社会の仕組みなどの講義、PC操作等々が学べる機会を設けて、次世代を対象に習得できる環境を作って、人材の育成をすることが当面の課題となります。